

判例

アマゾンへの著作権侵害の申告が不正競争行為に該当すると判断した事例



松井 鴻

Ko Matsui

PROFILEはこちら

大阪高裁(8部)令和6年1月26日判決(令和5年(ネ)第1384号ほか)裁判所ウェブサイト(アマゾン著作権違反申告事件)

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件は、アマゾンジャパン合同会社(アマゾン)の運営するインターネットショッピングサイト(アマゾンサイト)上に開設したサイトにおいて、同種商品を販売しているX及びYがいたところ(X及びYのサイトをそれぞれXサイト、Yサイトといいます。)Yがアマゾンに対してXサイト上に掲載された画像及び商品名がYの著作権を侵害しているとして申告した行為(本件申告1~10、本件各申告)が不正競争防止法(不競法)2条1項21号の不正競争行為¹又は不法行為に該当する旨主張して、XがYに対し、不競法4条又は民法709条による損害賠償請求等を行った事案です。

Yの本件各申告により、Xの扱う商品は、アマゾンサイト上での出品が停止されていました。

2 裁判所の判断

裁判所は、Yによる本件各申告について、著作権侵害であるとの本件各申告の申告内容が虚偽であると判断した上で、不正競争法2条1項21号の不正競争行為に該当し、それらにつきYに少なくとも過失が認められるとして、Xの損害賠償請求等を認容しました。

裁判所は、Yの主張するXによる著作権侵害について、そもそもYの著作物性が認められない、一部Yの著作物性が認められるものについても類似性が到底認められないとして、Xが著作権侵害をしているとのYの主張は理由のないものと判断しました(この点に関する判断の詳細は省略します。)

そのうえで本件各申告の違法性ないし故意・過失の有無について以下のとおり判示して、本件各申告の違法性が明らかであると、Yに少なくとも過失があると認定しました。

▶ 本件各申告は、アマゾンがあらかじめ設けている知的財産権侵害を申告するための侵害通知フォームを利用して行わ

れたものであるところ、同フォームにおいては、申告者において、申告した画像や商品が申告者又は権利所有者の権利を侵害する客観的根拠があり、かつ違法であることを確信していること、当該申告に含まれる情報が正しくかつ正確であることを表明・保証することに同意した上で権利侵害申告を行うものとされている。そして、アマゾンに対する権利侵害申告がされた場合には、アマゾンによって申告対象のコンテンツが削除されるなどしてアマゾンサイトへの出品自体が停止され、当該出品者が直接的に経済的損害を被ることがあることが明らかであるから、侵害通知フォームによって著作権についての権利侵害申告をする者には、権利侵害申告をするに当たり、権利侵害の客観的根拠があり、かつ違法であることについて調査検討すべき注意義務を負っていると解すべきである。

▶ Yがアマゾンに対してXサイト上に掲載された各画像及び商品名がYの著作権を侵害している旨申告すること(本件各申告)が虚偽の事実の告知に当たることは、Yがその申告をするに当たり必要な調査検討をすれば容易に明らかになったといえるにもかかわらず、Yがこれについて調査検討した様子はうかがわれず、漫然と本件各申告をしたものと認められるから、Yは、権利侵害申告に当たって求められる前記注意義務を怠ったものというべきである。

▶ 本件各申告がなされた経緯についてみると、Yは、本件申告1及び2を行った後、Xから、同各申告についてどのような点で著作権侵害との判断をしたのか問い合わせるメールを受けたにもかかわらず、これに何ら返信することなく本件申告3ないし5を行い、再度Xから上記同様の問い合わせのメールを受け、さらに、X代理人弁護士から上記各申告に係る著作権侵害は存在しないとの内容証明郵便による通知さえも受

¹ 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

けたにもかかわらず、専門家に問い合わせるなどして著作権侵害の有無について然るべき調査検討をしようとしなければ、何ら回答せずに見捨て、なお続けて本件申告6ないし10を行った。Yが本件各申告を行うに当たっては、侵害通知フォーム上において、「問い合わせ先情報」としてYの連絡先が申告の相手方(X)に共有される旨が明らかにされており、Xから問い合わせ等があった場合にはこれに適切に対応すべきことが予定されていたのであり、現に、アマゾンにおいても、Xに対して、権利者が誤って通知を送信したと考えられる場合は権利者に連絡して通知取り下げの申請を依頼するよう通知していたというのに、YはXからの度重なる問い合わせ等に対して一切の対応をしないまま、上記経緯のとおり本件各申告を繰り返したというのであるから、その申告態様からして、Yは、著作権の正当な権利行使の一環として本件各申告をしたのではなく、むしろアマゾンサイト上で競争関係にあるXの出品を妨害することによって自己が営業上優位に立とうとして本件各申告をしたことがうかがわれるというべきである。

なお、損害論では、本件各申告により出品が停止されたことによる原告の販売機会喪失による損害(逸失利益)の額が損害として認められました(商品ごとに月平均販売個数を日割りにしこれに各出品停止期間及び利益額を乗じるという計算方法により、4万7492円の逸失利益が認定されました。)

3 コメント

競合先が知的財産権侵害をしていると取引先等に告知する行為は、その後知的財産権侵害との主張に理由がないと判断された場合には、不競法2条1項21号の不正競争行為に該当する可能性があります。

アマゾン等のプラットフォームでは、知的財産権侵害についても申告フォームが設けられていることが多く、申告フォームに所定事項を入力すれば申告が完了してしまうため申告が容易ですが、本件で問題となったとおり、アマゾン等のプラットフォームに対する申告も、同号の不正競争行為に該当します。そのため、このような申告を行うかどうかにあたっては、慎重な検討をするのがよいと思われます。

[△ 目次へ戻る](#)

判例の解説ポイント

廣瀬 崇史

Takashi Hirose

PROFILEはこちら

本件は、アマゾンサイト上に開設したサイトにおいて、X及びYが同種製品を販売していたところ、Xのサイト上に掲載された画像及び商品名がYの著作権を侵害している旨をアマゾンに申告したYの行為について、Xが不競法2条1項21号の営業誹謗行為(信用毀損行為ともいいます。)に該当する旨を主張し、これが認められた事案です。

営業誹謗行為とは、競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為を指します。他人の製品やサービスについて、自らが保有する知的財産権を侵害している旨の喧伝(知的財産権の侵害警告)をしたところ、実際には知的財産権の侵害がなかった場合には、不競法2条1項21号の適用があり得ると考えられています。なお、信用は社会的評価であり、第三者の外部的評価と考えられていることから、競争関係にある当該他人に対してのみ知的財産権の侵害がないのに侵害があるとの虚偽事実を告知したにとどまる場合、第三者の外部的評価である信用を害していないので、不競法2条1項21号に該当せず、顧客等に告知されることが必要と考えられています¹。

知的財産権の侵害の判断には慎重な評価や高度な解釈が必要となる場合がしばしば存在し、知的財産権の侵害警告を行ったものの結果として知的財産権の侵害が認められなかった場合に、常に、営業誹謗行為及び故意・過失が認められ損害賠償責任を負うとされると知的財産権の保有者に酷となる(萎縮的效果が生じる)一方、保有する知的財産権の権利行使を口実に不正な競争行為が行われることを防止する必要があります。

この点に関し、例えば、大阪地判昭和53年12月19日(無体財産権関係民事・行政裁判例集10巻2号617頁)は、実用新案権の侵害告知の事案(侵害は認められなかった事案)における被告の過失の有無について、「一般にある物または物を生産する方法が特定の工業所有権の登録請求の範囲(または

技術的範囲)に属するかどうかを判断することは具体的事実高度な解釈を必要とする法令を適用するのにも似た点が存し、正確な判断をすることは困難なことが多く…中略…それだけにその判断が他人に対する加害行為を伴う事態に発展するような場合には相応に高度な注意義務を課するのが相当ではある。しかし、反面、事案によってはそのような判断をするに至った事情を詳細に検討し、事情中汲むべき点は汲む態度を持さなければ、本来保護すべき工業所有権者の正当な権利行使を萎縮させ、多くの侵害行為を見逃がし放任し、ひいては工業所有権制度自体の存在意義を没却するおそれがある点にも想到する必要がある。」と述べ、その上で、問題となった特定の考案の性質(基本的考案であったこと)、当該事案における権利範囲の解釈の困難性、進歩性欠如の判断の性質等を考慮し、被告の過失を否定していました。

また、東京高判平成14年8月29日(判時1807号128頁)は、特許権者による告知行為が、どのような場合に、特許権等の権利行使の一環としてなされた正当行為として評価され違法性が阻却されると解すべきかに関し、最判昭和63年1月26日(民集42巻1号1頁)における「訴えの提起が相手方に対する違法な行為といえるのは、当該訴訟において提訴者の主張した権利又は法律関係が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知りえたといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限られるものと解するのが相当である。」との判断が、特許権侵害訴訟についても適用されるべきであり、「特許権者が、事実的、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は、特許権者として、特許権侵害訴訟を提起するために通常必要とされている事実調査及び法律的検討をすれば、事実的、法律的根拠を欠くことを容易に知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなど、訴えの提起が特許権侵害訴訟という

¹ 小野昌延・松村信夫「新・不正競争防止法概説(第3版)(下)」104頁(青林書院、2020年)。

裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに限って違法となるものと解すべきである。」とし、さらに、特許権者が競業者の取引先に対する訴え提起の前提となす警告についても、訴え提起と同様に、「特許権者が、事実に、法律的根拠を欠くことを知りながら、又は、特許権者として、特許権侵害訴訟を提起するために通常必要とされている事実調査及び法律的検討をすれば、事実に、法律的根拠を欠くことを容易に知り得たといえるのにあえて警告をなした場合には、競業者の営業上の信用を害する虚偽事実の告知又は流布として違法となると解すべきであるものの、そうでない場合には、このような警告行為は、特許権者による特許権等の正当な権利行使の一環としてなされたものというべきであり、正当行為として、違法性を阻却されるものと解すべき」としました。さらに、当該裁判例では、競業者の取引先に対する警告が、特許権の権利行使の一環としてされたものか、それとも特許権者の権利行使の一環としての外形をとりながらも、社会通念上必要と認められる範囲を超えた内容、態様となっているかどうかについては、「当該警告文書等の形式・文面のみならず、当該警告に至るまでの競業者との交渉の経緯、警告文書等の配布時期・期間、配布先の数・範囲、警告文書等の配布先である取引先の業種・事業内容、事業規模、競業者との関係・取引態様、当該侵害被疑製品への関与の態様、特許侵害争訟への対応能力、警告文書等の配布への当該取引先の対応、その後の特許権者及び当該取引先の行動等の、諸般の事情を総合して判断するのが相当」であるとしました。そして、当該裁判例においては、特許庁での審査経緯、対応する特許が複数の外国で特許登録されている事実、関連判決の具体的内容や審理期間が長かったこと等を考慮し、必要な事実調査、法律的検討をすれば、事実に、法的根拠のないものであることを容易に知り得たものであったとまではいうことができないことや、第三者へ書簡を送付したのは(告知を行ったのは)、当該第三者に対して本件特許等の権利を行使することを前提として、社会通念上必要と認められる範囲の内容、態様で、訴訟提起に先立って直接の交渉を行うために行ったものと認めるのが相当であったこと等が認定され、結論として、違法性が阻却されることとしました。

当該裁判例のあと、知的財産権の侵害警告が、真に権利行使の一環としてなされたものか、権利の行使として著しく相当性を欠くかを実質的に判断する裁判例が続くことになったとされています²。

本件において、裁判所は、Yが主張する著作物に係る著作権侵害について、そもそも著作物性が認められない、一部著作物性が認められるものについても、Xの掲載に類似性が到底認められない状況(虚偽の事実)を認定し、その上で本件各申告の違法性ないし故意・過失の有無について、権利侵害申告をする者は、申告に当たり、権利侵害の客観的根拠があり、かつ違法であることについて調査検討すべき注意義務を負っていると解すべきとした上で、本件各申告が虚偽の事実の告知に当たることは必要な調査検討をすれば容易に明らかになるにもかかわらず、Yは漫然と本件各申告をしたことで注意義務を怠ったと認定し、さらに、X代理人弁護士から通知を受けてもYはしかるべき調査検討をしなかったこと、度重なるXからの問い合わせ等に対して対応をしないまま本件各申告を繰り返していたこと等から、著作権の正当な権利行使の一環として本件各申告をしたのではなく、Xの出品を妨害することによって営業上優位に立とうとして本件各申告をしたことがうかがわれるとの認定をしており、本件は、これまでの裁判例と軌を一にするものであると考えられます。また、本件は、申告に際し、知的財産権の侵害の有無についての慎重な事前検討の重要性を示すものです。

知的財産権の侵害通知は、重要な紛争類型であり、また、プラットフォームへの侵害通知は実務上多くみられる事案であることから、実務の参考となると思われ、過去の裁判例も紹介しつつ、本件について再度紹介させていただいた次第です。

² 小野・松村・前掲注1)112頁。